

<報道発表資料>

令和 7 年 9 月 2 4 日

京都市文化市民局市民スポーツ振興室

京都市体育館における通称の使用終了

京都市体育館については、株式会社片岡製作所とネーミングライツ契約を締結し、その通称を「かたおかアリーナ京都」としています。

この度、双方の協議により令和 7 年 9 月 2 4 日付けで本契約を解除し、同日から通称の使用を終了する（「京都市体育館」の名称を用いる）ことになりましたので、お知らせします。

[参考]株式会社片岡製作所とのネーミングライツ契約

1 契約締結日

令和 5 年 9 月 2 2 日

2 通称使用期間

令和 5 年 1 0 月 1 日から同 1 5 年 9 月 3 0 日まで（1 0 年間）

3 契約金額

年額 1,700 万円

<お問合せ先>

京都市文化市民局市民スポーツ振興室

電話：0 7 5 - 2 2 2 - 3 1 3 5